

全体についての防火管理に係る消防計画

第1節 目的及び適用範囲等

第1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、_____ビル全体（以下、「防火対象物全体」という。）についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、_____ビルに勤務し、出入りする全ての者とする。

第3 管理権原の及ぶ範囲

1 _____ビルの各管理権原者の当該権原の範囲については、別添1「管理権原の範囲一覧」のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においても、その管理権原の範囲を明記するものとする。

2 各管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適正に行わせなければならない。

第2節 管理権原者、統括防火管理者、防火管理者の責務

第4 管理権原者の責務

各管理権原者は、この計画を遵守し、防火対象物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 統括防火管理者が防火対象物等全体についての防火管理上必要な業務を遂行できるよう相互に連携・協力しなければならない。
- (2) 各管理権原者間の協議の上、統括防火管理者を定め、防火対象物等全体についての防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。
- (3) 各管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を三原市消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。
- (4) 各管理権原者は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての防火管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）を確認する。
- ◆ (5) 前号の届出については、防火対象物等における各管理権原者のうち、主要な管理権原者（代表者）として_____を指名し、その代表者名をもって届け出を行なうものとする。
- ◆ (6) 防火対象物等全体についての統括防火管理上必要な業務の一部委託については、別

添2「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

- ◆ (7) 前号の一部委託を受けて行なう者（以下「受託者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を遂行しなければならない。
- ◆ (8) 受託者は、受託した防火対象物等全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者に報告しなければならない。

第5 統括防火管理者の責務

- 1 統括防火管理者は、防火対象物等全体についての防火管理業務に関し、次の事項について責務を有する。
 - (1) 全体の消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
なお、全体の消防計画の作成、変更に際しては、各管理権原者の確認を受けなければならない。
 - (2) 全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災、地震等災害が発生した場合における消火活動等に関すること。
 - (5) 火災、地震等の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- 2 統括防火管理者は、防火対象物等全体についての防火管理上必要な業務を行なう場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、全体の消防計画に定める業務を遂行するにあたり必要な場合には、主要な管理権原者に指示を求めることができる。

第6 防火管理者の責務

- 1 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次の防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告すること。
 - (1) 防火管理者に選任又は解任されたとき
 - (2) 消防計画を作成又は変更するとき
 - (3) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）その他各種法定点検の実施及び結果について
 - (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
 - (5) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
 - (6) 臨時に火気を使用するとき
 - (7) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

- (8) 客席又は避難通路の変更を行うとき
 - (9) 用途（一時的を含む。）を変更するとき
 - (10) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
 - (11) 防火管理業務を委託するとき
 - (12) 統括防火管理者から指示された事項の改善結果について
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連携、協力して防火管理業務を推進する。

第3節 火災予防管理

第7 防火管理状況の把握

統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、防火対象物全体を把握するものとする。

第8 点検・検査

- ◆ 1 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。
 - (1) 防火対象物の法定点検は、_____の責任により行う。
 - (2) 点検を実施する場合は、統括防火管理者又は各事業所の防火管理者等が立ち会う。
- 2 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。
 - (1) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
 - (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。
 - (3) 点検を実施する場合は、統括防火管理者又は事業所の防火管理者等が立ち会う。
- 3 自主点検は次のとおり実施する。
 - (1) 統括防火管理者は、別表1「防火対象物等の自主点検表」に基づき、自主点検を実施するものとする。
 - (2) 自主点検の実施時期は、_____とする。

第9 避難施設の管理

- 1 統括防火管理者は、廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設等を適正に維持管理するため、次の事項を徹底するものとする。
- (1) 廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設
 - ① 避難の障害となる設備を設け又は物品を存置しないこと。
 - ② 共用部に各事業所の管理する物品等がみだりに存置されないよう徹底すること。

③ 前②の物品が存置されていた場合には、当該事業所の防火管理者に対して物品の除去、整理等適正な指示を行なうこと。

④ 避難口の扉等は、容易に解錠できる構造とし、避難の際に有効に開放できるよう維持管理すること。

(2) 防火設備等

① 防火戸、防火シャッター等防火設備は、常時閉鎖できるよう、その機能を有効に保持し、当該設備の付近には閉鎖障害となる物品等を存置しないこと。

② 前(1)②及び③の規定は、防火設備等の維持管理についても準用する。

2 各事業所の防火管理者は、当該事業所の消防計画に基づき、前1各号の維持管理を徹底しなければならない。

3 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者から避難施設の維持管理に関する指示があった場合には、速やかに是正しなければならない。

4 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第10 出火防止対策

防火対象物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については、統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

第11 防火管理維持台帳への記録

統括防火管理者及び各事業所の管理権原者は、防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管する。

第4節 災害活動事項

第12 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

① 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

② 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者

の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ① 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- ② 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- ① 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
- ② 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。
- ③ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

第13 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

統括防火管理者は、火災、地震等の際に消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供を行うものとする。

- (1) 自衛消防の組織の活動状況
- (2) 消防隊の進入経路及び特殊車両等の停車位置の確保
- (3) 火災現場への誘導
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れの有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報提供
- (5) 自衛消防隊本部等の設置場所
- (6) その他防火対象物等の構造等消防活動に必要な情報

第14 防火対象物全体の訓練の実施

1 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者と連携し、火災、地震等が発生した場合に、迅速かつ的確な行動をとるため次の訓練を定期的の実施するものとする。

- (1) 総合訓練
- (2) 個別訓練
 - ① 消火訓練
 - ② 通報訓練
 - ③ 避難訓練
 - ◆ ④ 救出・救護訓練

◆ (3) その他の訓練

- ① 建物平面図、設備図等を活用した災害想定図上訓練
- ② 消防用設備等取扱訓練

2 訓練の実施時期は次のとおりとする

訓練種別	実施時期	備 考
総合訓練	月 月	◎ 消火、通報及び避難訓練を総合的に実施する ◎ 地震発生時の対応を含む
個別訓練	月	◎ 消火、通報及び避難訓練の何れかを個別に実施
◆ その他の訓練	月	◎ 必要に応じ実施

※ 訓練参加者は、各事業所の全ての従業員等が対象となるものであること。

- 3 統括防火管理者は、必要に応じて、各事業所の防火管理者に対し、当該訓練への参加を指示することができる。
- 4 各事業所の防火管理者は、前項の指示を受けた場合は、適正に対応しなければならない。

第15 教育・資格管理業務

統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第5節 雑則

第16 その他

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附則

この計画は、_____年_____月_____日から施行する。

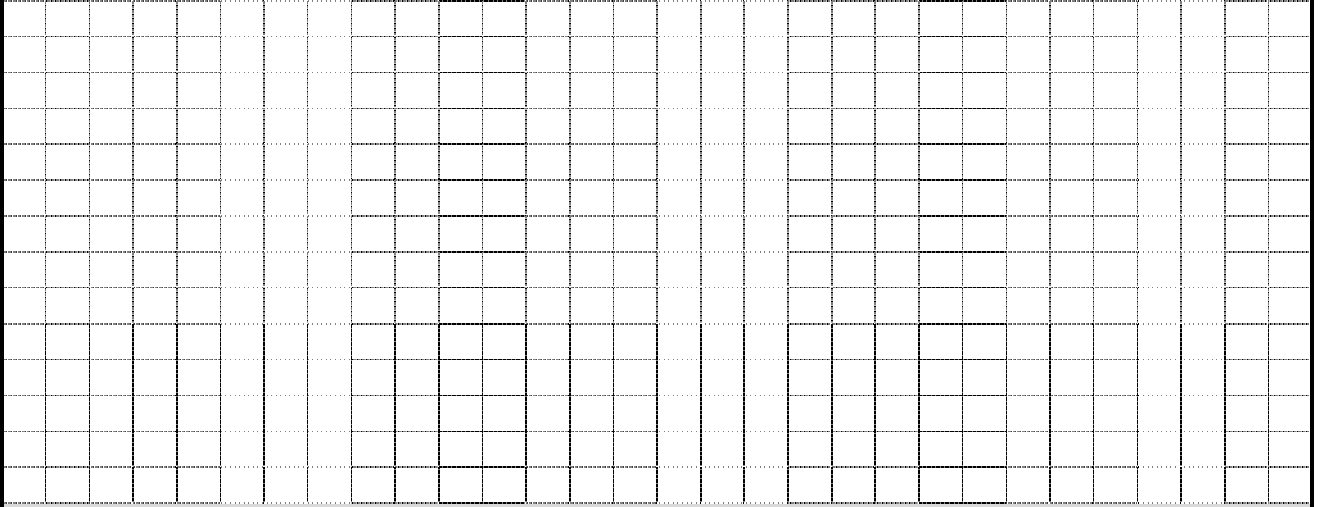
※ ◆印は、該当する場合に規定する項目であること

管理権原の範囲一覧

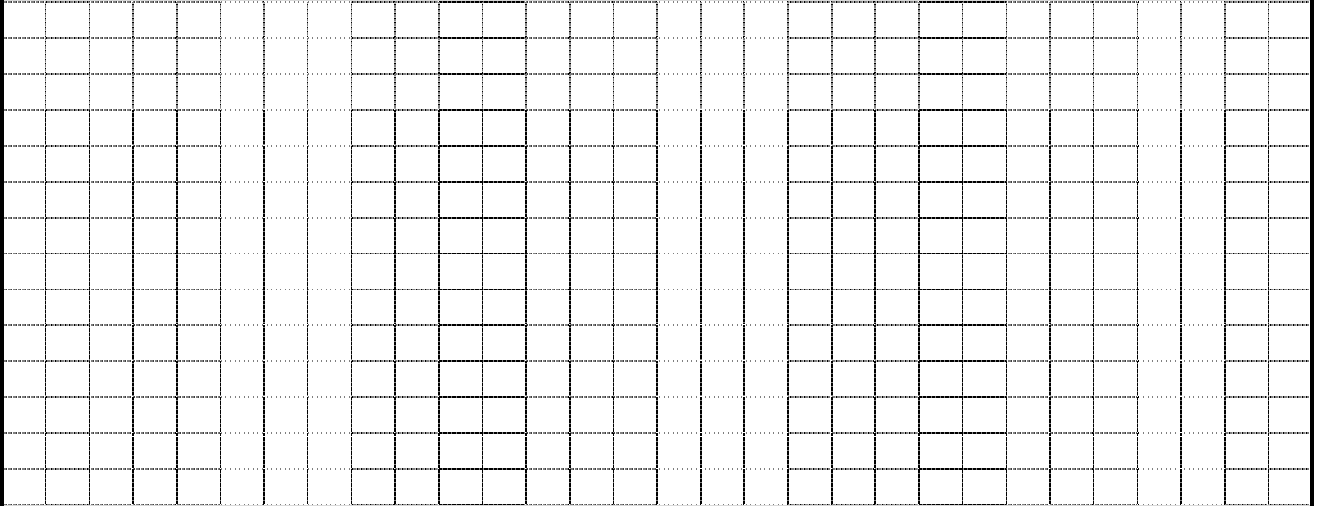
管 理 権 原 者 一 覧						
No.	事業所名	管理権原者	防火・防災管理者	占有階	テナント名	管理種別 (該当を○)
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有

※ 上記リストのほか、各階における平面図を添付し管理権原ごとの範囲を明確にしてください。
添付する平面図がない場合は下記の方眼を活用してください。（添付図がある場合は不要）

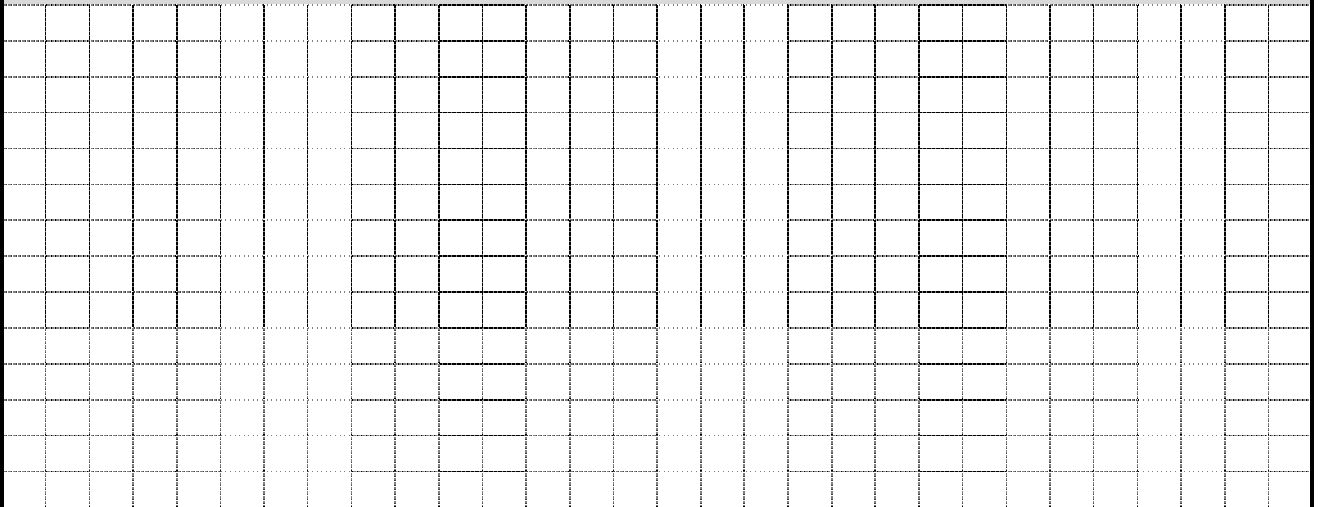
平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）



防火（防災）管理業務委託状況表

受託者情報	受託者氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		再委託の有無	
	住所・電話番号	(法人の場合は所在地)		<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部) (※) <input type="checkbox"/> 無	
受託者に委託する防火（防災）管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検等）		
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理		
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動		
			<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	方法	常駐場所			
		常駐人員	営業時間内 名	営業時間外 名	
		委託する時間帯	<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間		
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検等）		
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理		
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動		
			<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	方法	巡回回数	回		
巡回人員		営業時間内 名	営業時間外 名		
委託する防火対象物の区域		<input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 一部（ ）			
委託する時間帯		<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間			
遠隔移報方式	登録年月日・登録承認番号		年 月 日 第 号		
	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作作業			
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動			
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
方法	現場確認要員の待機場所				
	到着所要時間				
	委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 一部（ ）			
	委託する時間帯	<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間			

「受託者に委託する防火・防災管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□にチェックを記入

(※) 受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託する場合には、再委託した法人情報等（受託者情報）、再委託する業務の内容を明らかにするため、再委託者用の業務委託状況表を作成し、添付してください。

